

住宅防火対策への取組み状況について

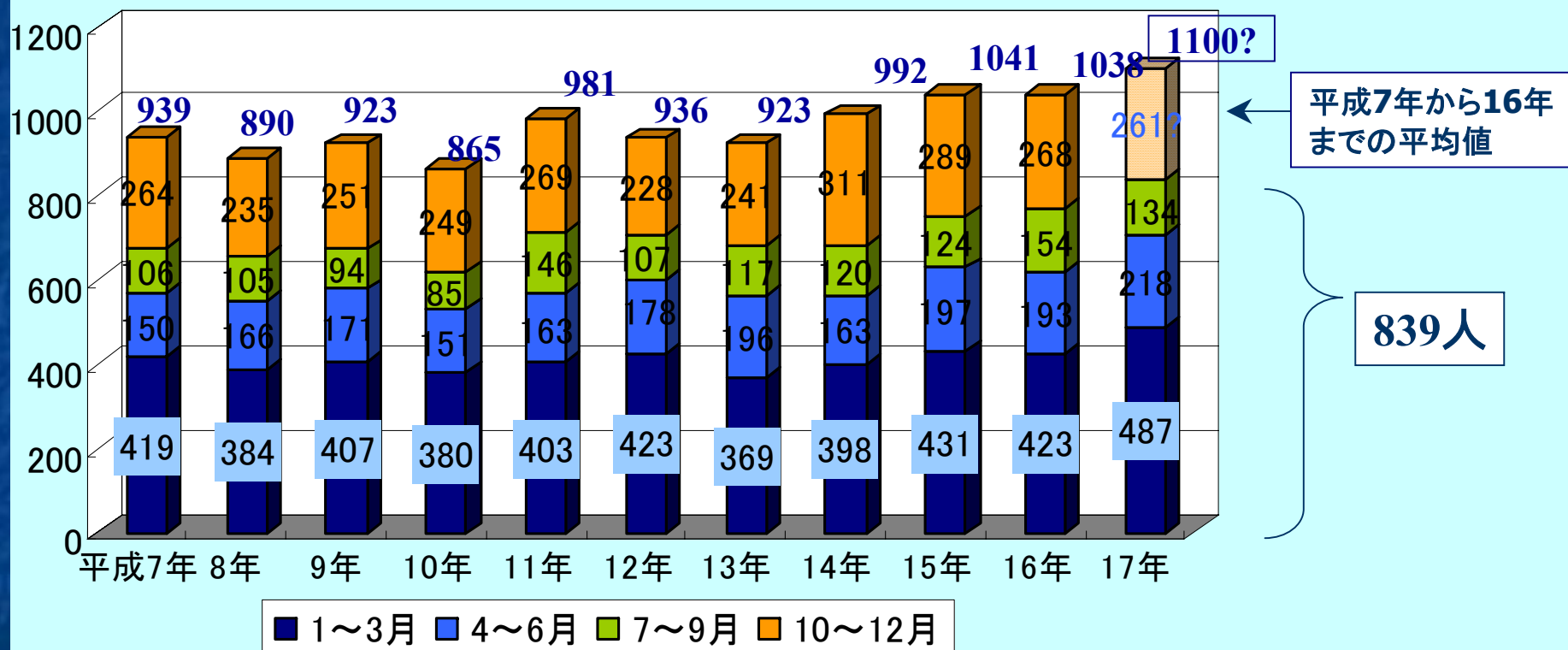
1. 最近の住宅火災の状況
2. 住警器等の設置等の義務づけ
3. 住宅防火対策への取組み状況
4. 平成18年度での取組み(予定)

◆最近の住宅火災の状況

○平成17年(1月～6月)中の住宅火災による死者数

平成17年1月から6月末までの住宅火災による死者数は839人(前年同期比+69人)。
これは、データの存在する昭和54年以降最多である。

図 住宅火災による死者数の推移(平成7年～17年)



平成17年中の死者数は1,100人を突破するおそれがある。

◆住警器等の設置等の義務づけ(消防法等の改正)

公布

H16.6.2

消防法第9条の2(住宅用防災機器の設置等義務づけ)

○政省令等改正状況

(1) 消防法施行令の一部改正(平成16年政令第325号)

①住宅用防災機器として住宅用防災警報器等(いわゆる『住宅用火災警報器等』)を規定。

②住宅用火災警報器等を設置・維持すべき住宅の部分として

・寝室

・寝室のある階(1階などの避難階を除く。)の階段 等を規定。

③その他

・住宅の位置、構造又は設備の状況から、消防長等の判断により、適用除外することが可能。

・地方の気候・風土の特殊性勘案し、政令の基準の特例を条例に設けることが可能。

・住宅用防災警報器等に係る技術上の規格、設置・維持の細目は、総務省令に委任。

・建築基準法施行令の改正(建築確認の対象となる建築基準関係規定に消防法第9条の2を追加)

(2) 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令 (平成16年総務省令第138号)

(3) 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令 (平成17年総務省令第11号)

(4) 火災予防条例(例)の改正(平成16年12月15日付け消防安第227号)

施行

H18.6.1

○新築住宅については、平成18年6月1日

○既存住宅については、各市町村条例で定める日から適用(平成20年から平成23年までの間で施行が予定されている。)

住宅防火対策への取り組み状況

(1) 住警器等の設置促進のための国の広報等への取り組み状況

- ① 婦人防火クラブ、消防団、自主防災組織等との連携を促進
- ② 消防本部等のホームページに住宅用火災警報器のCMを提供
- ③ 事業者等を対象とした住宅防火対策推進説明会の開催
- ④ 住宅用火災警報器の音以外の警報の技術指針等の検討



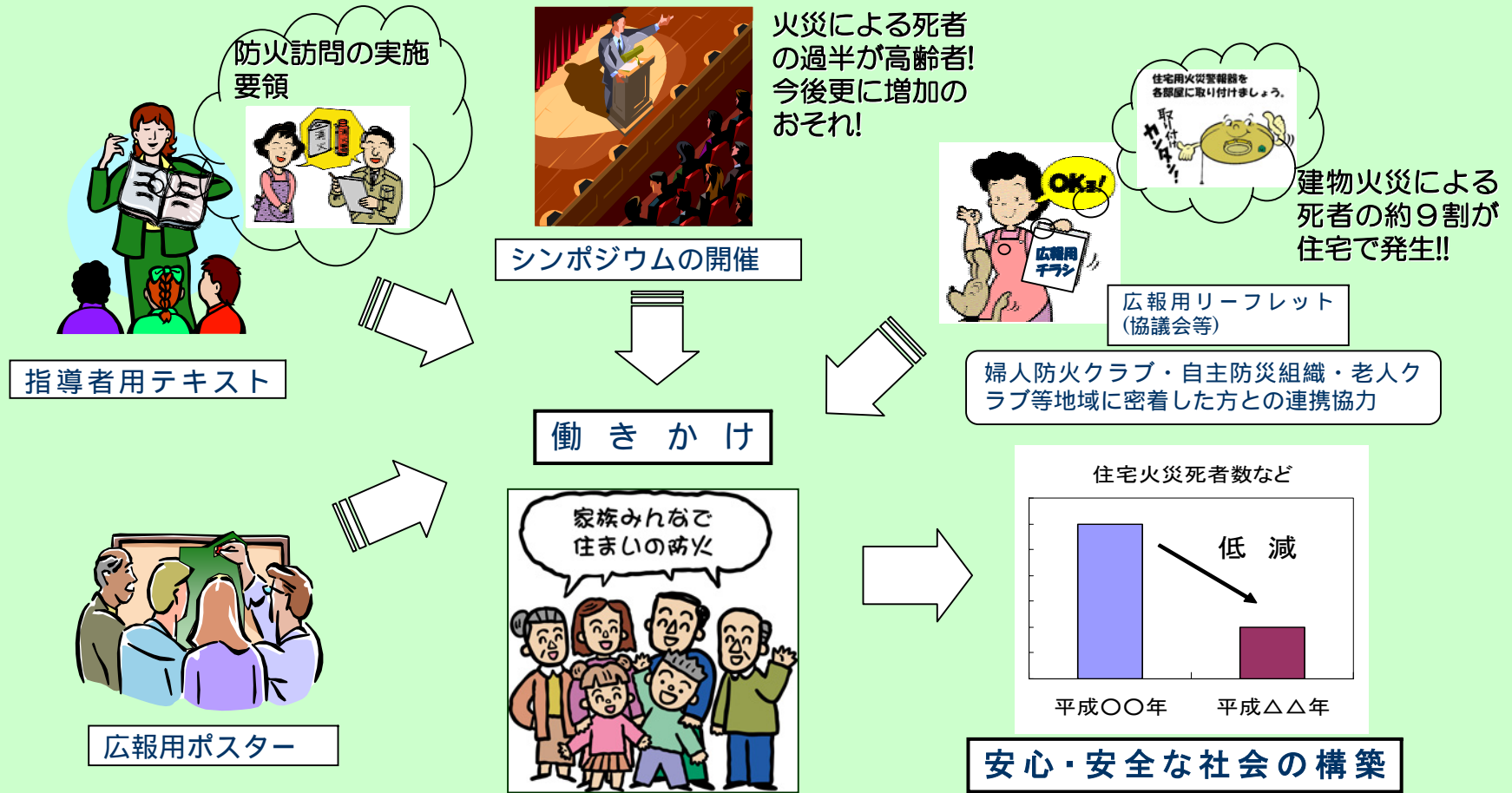
(2) その他の取り組み状況

- ① 平成17年秋季全国火災予防運動(11/9～11/15)等において、消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動等を実施
- ② 不適正な訪問販売等に対する注意喚起の実施

(3) 住宅防火対策推進協議会等の活用

- ① わかりやすい広報資料の作成と提供(消防本部、消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等が活用)
- ② 地域における住宅防火対策支援事業の実施
- ③ 住宅用火災警報器相談室の設置(フリーダイヤル〈0120-565-911〉で、全国からの問い合わせに対応)
- ④ 平成17年度秋季全国火災予防運動にあわせた住宅用火災警報器配布モデル事業の実施(社団法人全国消防機器協会 社会貢献委員会)

平成18年度での取り組み（予定）



- 消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等が活用する指導者用テキストの作成
- 住宅防火対策に係るシンポジウムを開催(全国で2箇所)
- 秋・春季全国火災予防運動等で活用するポスターの作成
- 消防団、婦人防火クラブ等との連携強化、広報資料の作成(住宅防火対策推進協議会)
- 住宅用火災警報器配布モデル事業(全国消防機器協会 社会貢献委員会)